

鹿屋市既存住宅耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市既存住宅耐震診断補助金交付要綱（平成24年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次に掲げる者には補助金を交付しないものとする。

(1) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が世帯員にいる者

第5条に次の1項を加える。

3 規則第5条の補助金等交付決定通知書を受けた後の補助金の額の増額は認めないものとする。

附則中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。